

倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付要綱

令和7年5月19日総務部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、市内の高齢者世帯の住宅の防犯対策に必要な経費を補助することにより、市民の防犯意識の醸成及び安心で安全な生活の確保に寄与することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) カメラ付きドアホン

犯罪の防止を目的として、室内から玄関の来訪者を確認できるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたものをいう。

(2) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、固定して設置される映像撮影装置、録画装置、その他関連機器で構成されるものであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 設置場所が住宅の敷地内であつて屋外であること。

イ 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に説明を行い、事前に同意を得ていること。

ウ 夜間の撮影が可能な機器であること。

(3) センサーライト

犯罪の防止を目的として、屋外に固定して設置するもので、人や動物などの熱や動き等を感知して自動的に一定時間ライトを照射する機能を備えたものをいう。

設置に際しては、近隣住民や周囲への配慮を行うこと。

(4) 防犯機能付電話機

電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」、「通話録音機能」及び「ナンバーディスプレイ機能」（子機を備えている場合は、子機でも同様の機能を有すること。）を備えたものをいう。

(補助金の交付)

第4条 市は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業の実施に要する別表の第3欄に掲げる経費の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と、同表第4欄に定める額のいずれか低い額とする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、1つの世帯に対して1回限りとする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の完了の日から20日を経過する日と令和7年12月26日のいずれか早い日までに、交付申請及び実績報告を行なわなければならない。この場合において、当該交付申請及び実績報告に用いる様式は、規則第5条及び第17条第1項の規定にかかわらず、倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認ができる書類の写し（運転免許証等）

(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) 購入実績（購入品名・購入量・購入日）及び購入代金を支払済であることが確認できる書類（レシート、領収書等の写し）

(4) 補助金振込先口座の金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が記載されている部分の通帳等の写し

(交付決定及び交付額確定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請及び実績報告があったときは、速やかにその内容を審査する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該交付申請及び実績報告の内容が適当であると認めるときは、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に規則第6条及び第18条の規定による交付決定及び交付額の確定を行い、倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第3号）により通知する。

(譲渡等の禁止)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて防犯機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過する日までの間、市長の承認を受けずに、当該防犯機器を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助上限額
居住する住宅の防犯のためにカメラ付きドアホン、防犯カメラ、センサーライト、防犯機能付電話機のいずれか又は複数を購入・設置する事業	倉吉市内に住所を有する60歳以上の者又はその同一世帯員である者 ただし、以下に該当しないこと。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者 イ 鳥取県の「犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金」を活用して防犯機器を設置した世帯の者	（1）から（4）の防犯機器の購入・設置に要する経費（ただし、設置に要する経費は専門業者が行う場合のみ対象とする。） （1）カメラ付きドアホン （2）防犯カメラ （3）センサーライト （4）防犯機能付電話機 ※消費税及び地方消費税を含む ※他の補助金の対象となった機器に係る経費を除く。 ※令和7年6月1日以降に購入・設置を行った機器に係る経費とする。	1世帯当たり 15,000円

【注意事項】

- ・本補助金の交付は、1つの住宅及び世帯に対して1回限りとする。ただし、同一の建物であっても、異なる世帯がそれぞれ独立した玄関及び居住空間を利用する場合（二世帯住宅等）は、それぞれの世帯が申請することができる。
- ・補助対象経費は、（1）から（4）の防犯機器本体の購入・設置に要する経費のみとし、付属品、振込手数料、商品配送料は対象としない。
- ・代金の支払方法のうち、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払いをしたものは除く。

（宛先）
倉吉市長

（申請者）郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号）第5条及び第17条第1項及び倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

申請者は、☐60歳以上の者です。☐60歳以上の者と同一世帯員です。

記

1 交付申請額（実績報告額）

算定基準額 （購入経費の合計額①）	円（千円未満切り捨て）
交付申請額（実績報告額） （購入経費の合計額①と15,000円の いずれか低い額）	円
添付書類	・本人確認が出来る書類の写し（運転免許証等） ・誓約書兼同意書（様式第2号） ・購入実績（購入品名・購入量・購入日）及び購入代金を支払済であることが確認できる書類（レシート、領収書等の写し） ・補助金振込先口座の金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が記載されている部分の通帳等の写し

2 補助事業内容

住宅の所有区分	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ その他（ ）
---------	---

購入機器	購入金額（税込み）	購入年月日
☐ カメラ付きドアホン	円	年 月 日
☐ 防犯カメラ	円	年 月 日
☐ センサーライト	円	年 月 日
☐ 防犯機能付電話機	円	年 月 日
購入経費の合計額① （※千円未満切り捨て）	円	

3 補助金振込先（申請者本人名義の口座を指定してください。）

金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合	支店名	支店 支所 出張所	店番			
口座種別	普通・当座・別段	口座番号					
フリガナ							
口座名義							

4 他の補助金の活用

（1）活用の有無（有・無）（有の場合 補助金名： ）

※必要事項を記載するほか、チェック欄にチェックマーク☑を記載してください。

誓約書兼同意書

（宛先）
倉吉市長

倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付申請書兼実績報告書の提出にあたり、下記のとおり誓約及び同意します。

記

	誓約・同意事項欄	チェック欄
1	<申請者が独居以外の場合> 防犯機器の購入・設置について同居人からの同意を得ています。	☐
2	購入した防犯機器は、60歳以上の者が居住する倉吉市内の住宅に設置します。また、転売・譲渡等を目的としていません。	☐
3	今回申請する防犯機器について、他の補助金の交付は受けていません。	☐
4	申請者及び同一世帯員について、鳥取県の犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金を活用して防犯機器を設置していません。また、倉吉市が鳥取県に対し、申請者及び同一世帯員に係る「犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金」受給状況を照会することについて、同意します。	☐
5	倉吉市から、本補助金に関し報告・調査の求めがあった場合は、これに応じます。	☐
6	暴力団、鳥取県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。	☐
7	補助金交付後、補助要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。	☐
8	今回申請する防犯機器は、要綱で示している防犯機器の要件を満たしています。	☐
9	<賃貸物件に設置する場合> 防犯機器の設置について、所有者又は管理者に同意を得ています。	☐
【申請者が60歳以上の者と同一世帯員である場合】		
10	60歳以上の者と同一世帯員です。 （60歳以上の者の生年月日及び氏名を記入してください。） 生年月日 年 月 日 氏名	☐
【以下、防犯カメラ設置の場合】		
11	設置場所は、申請者が居住する住宅の敷地内です。	☐
12	撮影範囲は申請者が居住する住宅の敷地内です。やむを得ず撮影範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者に事前説明を行い、同意を得ています。	☐

令和 年 月 日

申請者

生年月日 年 月 日

住所

氏名

※倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）と併せて提出してください。

（チェック欄にチェックマーク☑を記載してください。）

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金（以下「本補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、倉吉市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。
 - （1）算定基準額 金 円
 - （2）交付決定額 金 円
- 3 本補助金の額の確定
本補助金の確定額は、前記2の（2）の交付決定額のとおりとする。
- 4 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。